

令和7年度 市町村議会議員研修(3日間コース)報告書

報告者:村田信之

研修期間:令和7年5月7日～9日

会場:全国市町村国際文化研修所

■ 第1回「新人議員のための地方自治の基本」

講義1「地方自治制度の基本について」(講師:同志社大学政策学部 野田遊さん)

- 地方自治の成り立ちとして、「住民自治」と「団体自治」の2つの原理が紹介された。
- 「住民自治」は、地域住民が自らの意志でまちづくりに関与することで、議会はその意思決定機関となる。
- 「団体自治」は、市町村が国から独立して政策形成・執行を行うものである。
- 中央集権型の大陸型(フランス型)と、分権型の英米型との比較により、日本の制度的な位置づけを整理。
- 2000年の地方分権一括法を境に、国と地方は制度上対等な関係に移行したが、実際は財政面や制度面で国の影響が強く残っている。
- 地方財政の現状として、地方税が財源の約4割を占める一方で、地方交付税や国・県支出金など依存財源が高いことが課題とされている。
- 東北や西日本では財政力指数が低く、都道府県が基礎自治体機能を補完している例も多い。
- 行財政改革の主要な方向性は、公共施設の統廃合、民間委託・指定管理者制度、定員管理、デジタル化(DX)など。
- 特に持続可能な地域行政を実現するには、広域連携や市町村合併などの「地域規模の最適化」が不可欠とされた。
- ガバナンスの概念は、従来の行政による「統治」から、NPOや企業、市民との連携による「協治」へと進化している。
- 議会はこのガバナンス全体を見渡す「メタガバナンス」の担い手としての役割を問われている。
- 住民との情報共有においては、ネガティブバイアスや動機づけられた推論への対処が必要。
- 「伝わる広報」には、統計よりもエピソード、正確な数値より概数、継続的発信が有効と指摘された。

講義2「地方議会制度について」(講師:全国市議会議長会企画議事部 篠田光洋さん)

- 蒲島郁夫・境家史郎の『政治参加論』にあるように、日本は「最小参加社会」とされる。
- 第33次地方制度調査会(令和4年)答申では、議会の政策立案力と説明責任の強化が提言された。
- 地方自治法の改正(令和5年)によって、議会の役割や議員の責務が明文化されたことは画期的である。
- 議員は住民との対話を通じて、関心と理解を促進する責務を持つことが求められるようになった。
- 議会基本条例は、議会の存在意義やビジョンを内外に示す「言語化の装置」として機能する。
- MVVP(ミッション・ビジョン・バリュー・パーカス)の考え方方が導入され、議会のアイデンティティを表現。
- 主権者教育にも言及され、高校生向け副教材『わたしたちが拓く日本の未来』の全員配布が行われている。
- 地方議会による独自の主権者教育事例集もネット上に公開されており、実践が広がっている。

講義3「地方議会と自治体財政」(講師:武庫川女子大学 金崎健太郎さん)

- 財政というと専門的・難解という印象があるが、仕組みを理解すれば身近で具体的な政策課題が見えてくる。
- 国と地方の財政の関係では、税収において国税が64%、地方税が36%とされている一方、実際の歳出割合では国が44%、地方が56%と、地方のほうが多くなっている。
- このギャップを埋めるために設けられているのが「地方交付税制度」であり、すべての自治体が一定水準の行政サービスを提供できるよう財源の不均衡を調整するものである。
- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」があり、普通交付税が全体の94%、特別交付税が6%を占める。
- 交付税の算定方法としては、「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を差し引いた金額が交付額となる。
- 基準財政需要額は「単位費用×測定単位×補正係数」で算定され、人口、地理的条件、都市的機能の有無などが反映される。
- 地方財政計画は予算ではなく、歳出・歳入見込みを示した政策的指針であり、これに基づいて交付税額が調整される。

- 令和7年度には「臨時財政対策債」がゼロとなり、交付税制度の健全性回復に向けた新たなステージへ移行する年とされた。

講義4「自治体予算の基本」(講師:武庫川女子大学 金崎健太郎さん)

- 地方公共団体と民間企業の会計制度の違いは多く、目的・報告責任・簿記方式などに明確な差がある。
- 予算制度の根幹にあるのは「予算主義」「会計年度独立の原則」「総計予算主義」などである。
- 予算の種類として、当初予算・補正予算、通年予算・暫定予算、骨格予算・肉付け予算などがある。
- 地方自治体では、予算編成権は首長に専属しており、議会は審議と修正を通じて政策の方向性を反映する。
- 予算審議における修正権は、「発案権の侵害」とならない限りで、増額修正も可能である。
- チェックポイントとしては、財政規模、財源の構成、一般財源の確保状況、将来の財政負担の見通し、基金の活用状況などがある。
- 近年では「経常収支比率」や「財政調整基金」などを注視し、財政の健全性を総合的に評価することが求められている。

講義5「条例と政策の審査・立案」(講師:元衆議院法制局参事 吉田利宏さん)

- 自治体においては、法律に基づいた執行部の政策提案が主流であるが、議会からの政策立案も可能であり、その意義は大きい。
- 議員提案による条例は、理念条例や補完型条例と相性がよく、既存法制度を補強する役割を果たす。
- 議会からの政策立案に必要な視点として、「立法事実」の有無、「行政対応の階段」の理解が重要とされた。
- 行政がまだ着手していない課題であっても、議会が条例によって「動機付け」することができる。

区分	内容

総則	目的・定義・責務規定など、条例全体に共通する基本構造を示す。
実態的規定	実際の施策・制度運用を定める中核的条文。時系列や手続の順に整理。
雑則	雑多な補足事項や関係機関との連携などを定める。
罰則	違反行為に対して適用されるペナルティ。過料が主で刑罰は少ない。
附則	施行期日や経過措置、改廃規定などを含む締めくくり。

講義6「多様な人材の地方議会への参画促進」(講師:慶應義塾大学 谷口尚子さん)

- 日本の民主主義制度は完成度が高い反面、政治参加においては活性化されていない。
- 有権者の投票行動は「 $R=P \times B - C + D$ 」モデルで説明される。
 - R:投票の報酬、P:結果への影響度、B:政策メリット、C:投票のコスト、D:義務感や推し活的満足感
- 特にDの要素が日本では弱く、主権者教育や家庭・地域での投票慣習が重要とされる。
- 投票率の向上には、P・B・Dを高め、C(コスト)を下げる工夫が必要である。
- 議会のウェブサイトや広報の「やる気の可視化」は、住民への信頼感を醸成する重要な要素とされた。

講義7「地方議会のデジタル化」(講師:慶應義塾大学 谷口尚子さん)

- 住民の議会に対する無関心・不信の原因には、「何をしているかわからない」「いてもいなくて同じ」などが挙げられる。
- 従来の紙中心・一方向型広報から、デジタルを活用した双方向型・対話型へ転換する必要性がある。
- 議会の活動や議事録を的確にデジタル化することで、住民への可視性が高まる。
- 具体例として、オンライン出張議会、オンライン委員会、こども議会(埼玉県幸手市など)が紹介された。
- 議会デジタル化は、民主主義の信頼を回復し、「アップデート」していくための鍵となると強調された。

今回の研修を通じて、制度理解から政策立案、ガバナンス、住民参加、財政運営に至るまで、多面的かつ実践的な知見を得ることができた。今後の議会活動では、この知見を政策提言や条例

化、広報改革、若年層への主権者教育、持続可能な財政運営といった分野に活かし、地域に信頼される議会運営に努めたい。